官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕
一　○保安林の指定をする件（農林水産五〇四～五一一）
○特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群、まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群Ａ海域、ずわいがに日本海系群Ｂ海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがに本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（同五一二）
二　○高速自動車国道に関する件（国土交通五二四、五二五）
三　○旅行業法の規定に基づく登録研修機関の登録をした件（観光庁三）
四　○海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示（海上保安庁一一）
○航路標識に関する件（同一三）
五　○道路に関する件（関東地方整備局一五九）
○都市計画に関する件（同一六〇）
○道路に関する件（中国地方整備局六三）
〔国会事項〕
〔人事異動〕
内閣府　宮内庁　復興庁　法務省　最高裁判所
〔叙位・叙勲〕
〔官庁報告〕
官庁事項
中国地方整備局公示（中国地方整備局）
九州地方整備局公示（九州地方整備局）
労　働
最低工賃の改正決定に関する公示（熊本労働局最低工賃公示一）
船員の特定最低賃金の改正に係る地方交通審議会の意見に関する公示（九州運輸局最低賃金公示一）
国家試験
令和八年度林業普及指導員資格試験の実施について（農林水産省）
中小企業診断士試験に関する公告（経済産業省）
〔公　告〕
諸事項
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係
会社その他

## その他告示

**○農林水産省告示第五百四号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年四月六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　兵庫県豊岡市福成寺字堂坂四〇七、字釋文珠四九四、字馬場五三六、字ドウドウ五六一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第五百五号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年四月六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　兵庫県豊岡市日高町万場字池ケ平七九の三、七九の六から七九の八まで、字仲ザシ八〇の三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字仲ザシ八〇の三

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第五百六号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年四月六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　兵庫県豊岡市日高町万劫字谷奥五七の五、字古地畑五九の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第五百七号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年四月六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　兵庫県豊岡市日高町鶴岡字家ノ奥六八（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第五百八号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年四月六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　兵庫県豊岡市出石町暮坂字平野一七の一、二四の一、字上コイ谷一〇二、字コイ谷一一八の二、一二一の二、一二四の二、字辻堂一二五の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第五百九号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年四月六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　兵庫県豊岡市但東町相田字古坂一の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第五百十号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年四月六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　兵庫県豊岡市但東町**久**畑字湯詰一四〇の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第五百十一号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年四月六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　兵庫県豊岡市但東町中藤字寺谷四、字細谷四三、四六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第五百十二号**

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和七年五月二十七日農林水産省告示第八百三十四号（特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群、まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和八年四月六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| まさば及びごまさば太平洋系群、まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海に関する令和７管理年度（令和７年７月１日から令和８年６月30日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 | まさば及びごまさば太平洋系群、まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海に関する令和７管理年度（令和７年７月１日から令和８年６月30日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 |
| 第一　（略） | 第一　（略） |
| 第二　まさば及びごまさば対馬暖流系群 | 第二　まさば及びごまさば対馬暖流系群 |
| 一　（略） | 一　（略） |
| 二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係） | 二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係） |
| 法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。 | 法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。 |

（単位：トン）

| 都道府県 | 都道府県別漁獲可能量 |
|---|---|
| （略） | （略） |
| 島根県 | 33,000 |
| 山口県 | 3,600 |
| （略） | （略） |
| 長崎県 | 51,200 |
| （略） | （略） |
| 鹿児島県 | 11,300 |

（単位：トン）

| 都道府県 | 都道府県別漁獲可能量 |
|---|---|
| （略） | （略） |
| 島根県 | 26,900 |
| 山口県 | 3,200 |
| （略） | （略） |
| 長崎県 | 46,400 |
| （略） | （略） |
| 鹿児島県 | 12,000 |

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

| 大臣管理区分 | 大臣管理漁獲可能量 |
|---|---|
| まさば及びごまさば対馬暖流系群大中型まき網漁業 | 128,800 |
| （略） | （略） |

第三～第十一　（略）

**○国土交通省告示第五百二十四号**

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月六日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和八年四月六日

国土交通大臣　金子　恭之

| 路線名 | 道路の区域 | | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|---|---|
| 第一東海自動車道 | 区間 | 伊勢原市石田字八本木七五番六四から同市高森七丁目八一〇番一まで | 前 | 最大 | （メートル）五八 |
| | | | | 最小 | 四三 |
| | | | 後 | 最大 | 七〇 |
| | | | | 最小 | 四三 |
| | | | | | 三八二 |

**○国土交通省告示第五百二十五号**

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月六日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和八年四月六日

国土交通大臣　金子　恭之

| 路線名 | 道路の区域 | | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|---|---|
| 近畿自動車道名古屋神戸線 | 区間 | 川西市東畦野字中山谷西尾一番一二から同市石道字丸尾六番二まで | 前 | 最大 | （メートル）三一三 |
| | | | | 最小 | 二一 |
| | | | 後 | 最大 | 三一四 |
| | | | | 最小 | 二一 |
| | | 兵庫県川辺郡猪名川町上野字愛宕山二番二〇から同県川辺郡猪名川町猪渕字焼尾一番一二まで | 前 | 最大 | 一九七 |
| | | | | 最小 | 二二 |
| | | | 後 | 最大 | 一九七 |
| | | | | 最小 | 二二 |
| | | | | | 二四〇七 |
| | | | | | 三三八六 |

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

| 大臣管理区分 | 大臣管理漁獲可能量 |
|---|---|
| まさば及びごまさば対馬暖流系群大中型まき網漁業 | 116,800 |
| （略） | （略） |

第三～第十一　（略）

**○国土交通省告示第五百二十六号**

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月六日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和八年四月六日

国土交通大臣　金子　恭之

| 路線名 | 道路の区域 | | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|---|---|
| 第二京阪道路 | 区間 | 八尾市北亀井町一丁目一番一から同市北亀井町三丁目一番一まで | 前 | 最大 | （メートル）二四 |
| | | | | 最小 | 二四 |
| | | | 後 | 最大 | 二四 |
| | | | | 最小 | 二四 |
| | | | | | 六九〇二 |

**○観光庁告示第三号**

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の十七の規定に基づき、株式会社エイチ・アイ・エス（登録研修機関第五十七号）から代表者の氏名、住所及び研修業務を行う事務所の所在地を変更する届出があったので、同法第十二条の二十八第二号の規定により次のとおり公示する。

令和八年四月六日

観光庁長官　村田　茂樹

一　代表者の氏名の変更

| 変更前 | 矢田　素史 |
|---|---|
| 変更後 | 澤田　秀太 |

二　変更の年月日　令和八年一月二十八日

三　住所の変更

| 変更前 | 東京都港区虎ノ門四丁目一番一号 |
|---|---|
| 変更後 | 東京都新宿区西新宿六丁目十三番一号　住友不動産新宿セントラルパークビル　10階～17階 |

四　変更の年月日　令和八年四月一日

五　研修業務を行う事務所の所在地の変更

| 変更前 | 東京都港区虎ノ門四丁目一番一号 |
|---|---|
| 変更後 | 東京都新宿区西新宿六丁目十三番一号　住友不動産新宿セントラルパークビル　10階～17階 |

六　変更の年月日　令和八年四月一日

**○海上保安庁告示第十二号**

海上保安庁法施行令（昭和二十三年政令第九十六号）第二条の規定に基づき、海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年四月六日

海上保安庁長官　瀬口　良夫

**第一条**　海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示（昭和二十四年海上保安庁告示第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| 別表<br>（略）<br>巡視艇<br>番号　船名<br>（略）<br>CL79　しずかぜ<br>（略） | 別表<br>（略）<br>巡視艇<br>番号　船名<br>（略）<br>CL79　しずかぜ<br>CL80　はつぎく<br>（略） |

**附　則**

この告示は、令和八年四月九日から施行する。

## ○海上保安庁告示第十三号

航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第二十四条の規定により、次のように告示する。

令和八年四月六日

海上保安庁長官　瀬口　良夫

| | |
|---|---|
| 名称 | ＪＭＣ岩内沖海洋観測施設灯 |
| 位置 | |
| 所在地 | 後志泊港灯台（北海道古宇郡泊村）の南西方約一九キロメートル |
| 北緯 | 四二―五六―四八 |
| 東経 | 一四〇―一九―三八 |
| 灯質 | モールス符号白光　毎一〇秒にＵ（・・―） |
| 光達距離 | 実効光度六五カンデラ　四・五海里 |
| 明弧 | 全度 |
| 点灯年月日 | 令和七年十月三十一日 |
| 記事 | 一　附属施設　レーダー反射器<br>二　日本気象株式会社管理 |

| | |
|---|---|
| 名称 | ＪＭＣ岩内沖海洋観測施設ＡＩＳ信号所 |
| 位置 | |
| 所在地 | 後志泊港灯台（北海道古宇郡泊村）の南西方約一九キロメートル |
| 北緯 | 四二―五六―四八 |
| 東経 | 一四〇―一九―三八 |
| 海上移動業務識別及びそれに係るＡＩＳ信号に含まれる位置 | 九九四三一一五八四 |
| 電波の型式、周波数及び空中線電力 | Ｆ一Ｄ　一六一・九七五ＭＨｚ　一二・五Ｗ<br>Ｆ一Ｄ　一六二・〇二五ＭＨｚ　一二・五Ｗ |
| 電波の発射時間 | 常時 |
| 有効利用区域 | 半径約一一海里の円内の海域 |
| 業務開始年月日 | 令和七年十月三十一日 |
| 記事 | 一　本ＡＩＳ信号所は、海上移動業務識別及びそれに係るＡＩＳ信号に含まれる位置の情報のほか、岩内沖海洋観測施設の名称（ＩＷＡＮＡＩＯＤＡＳ）、種別及びＧＰＳによる測位情報を通報している。<br>二　日本気象株式会社管理 |

| | |
|---|---|
| 名称 | 横須賀港平成二号防波堤北灯台 |
| 位置 | |
| 所在地 | 神奈川県横須賀港第五区（平成二号防波堤北端） |
| 北緯 | 三五―一六―二七 |
| 東経 | 一三九―四一―一七 |
| 廃止年月日 | 令和七年十月二日 |

| | |
|---|---|
| 名称 | 由利本荘沖海洋観測施設ＡＩＳ信号所 |
| 位置 | |
| 所在地 | 羽後本荘港防波堤灯台（秋田県本荘港）の西方約二四キロメートル |
| 北緯 | 三九―二五―三八 |
| 東経 | 一三九―四四―二三 |
| 廃止年月日 | 令和七年十一月六日 |

| | |
|---|---|
| 名称 | 由利本荘沖海洋観測施設灯 |
| 位置 | |
| 所在地 | 羽後本荘港防波堤灯台（秋田県本荘港）の西方約二四キロメートル |
| 北緯 | 三九―二五―三八 |
| 東経 | 一三九―四四―二三 |
| 廃止年月日 | 令和七年十一月六日 |

| | |
|---|---|
| 名称 | 佐野漁港東防波堤灯台 |
| 位置 | |
| 所在地 | 大阪府阪南港第三区（佐野漁港東防波堤外端） |
| 北緯 | 三四―二五―二三 |
| 東経 | 一三五―一八―五六 |
| 廃止年月日 | 令和七年十一月十日 |

| | |
|---|---|
| 名称 | 伊予三崎港三崎第一防波堤灯台 |
| 位置 | |
| 所在地 | 愛媛県三崎港（三崎第一防波堤外端） |
| 北緯 | 三三―二三―一九 |
| 東経 | 一三二―〇七―一一 |
| 廃止年月日 | 令和七年十一月十三日 |

| | |
|---|---|
| 名称 | 田後港第五防波堤灯台 |
| 位置 | |
| 所在地 | 鳥取県田後港（第五防波堤外端） |
| 北緯 | 三五―三五―四一 |
| 東経 | 一三四―一九―〇七 |
| 廃止年月日 | 令和七年十一月十九日 |

| | |
|---|---|
| 名称 | 高知港第十九号灯浮標 |
| 位置 | |
| 所在地 | 高知県高知港（大畑山三角点の北北西方約二・二キロメートル） |
| 北緯 | 三三―三三―〇四 |
| 東経 | 一三三―三三―四三 |
| 廃止年月日 | 令和七年十一月二十六日 |

| | |
|---|---|
| 名称 | むつ小川原港海洋観測Ａ施設灯 |
| 位置 | |
| 所在地 | 青森県むつ小川原港（むつ小川原港新納屋南防波堤灯台の北北東方約四・九キロメートル） |
| 北緯 | 四〇―五八―〇八 |
| 東経 | 一四一―二四―五四 |
| 撤去年月日 | 令和七年十月二日 |
| 記事 | 一時変更 |

| | |
|---|---|
| 名称 | 仮屋磁気測定所前Ａ灯浮標 |
| 位置 | |
| 所在地 | 仮屋港東防波堤北灯台（兵庫県淡路市）の北東方約一・九キロメートル |
| 北緯 | 三四―三一―五三 |
| 東経 | 一三五―〇〇―一三 |
| 撤去年月日 | 令和七年十月三十日 |
| 記事 | 一時変更 |

| | |
|---|---|
| 名称 | 仮屋磁気測定所前Ｂ浮標 |
| 位置 | |
| 所在地 | 仮屋港東防波堤北灯台（兵庫県淡路市）の北北東方約一・六キロメートル |
| 北緯 | 三四―三一―四九 |
| 東経 | 一三五―〇〇―〇五 |
| 撤去年月日 | 令和七年十月三十日 |
| 記事 | 一時変更 |

| | |
|---|---|
| 名称 | 仮屋磁気測定所前Ｄ灯浮標 |
| 位置 | |
| 所在地 | 仮屋港東防波堤北灯台（兵庫県淡路市）の北北東方約一・二キロメートル |
| 北緯 | 三四―三一―三四 |
| 東経 | 一三四―五九―五六 |
| 撤去年月日 | 令和七年十月三十日 |
| 記事 | 一時変更 |

| | |
|---|---|
| 名称 | 仮屋磁気測定所前Ｅ灯浮標 |
| 位置 | |
| 所在地 | 仮屋港東防波堤北灯台（兵庫県淡路市）の北北東方約一・四キロメートル |
| 北緯 | 三四―三一―四六 |
| 東経 | 一三四―五九―五五 |
| 撤去年月日 | 令和七年十月三十日 |
| 記事 | 一時変更 |

| | |
|---|---|
| 名称 | 仮屋磁気測定所前Ｆ浮標 |
| 位置 | |
| 所在地 | 仮屋港森東防波堤北灯台（兵庫県淡路市）の北北東方約七七〇メートル |
| 北緯 | 三四―三一―五三 |
| 東経 | 一三四―五九―五二 |
| 撤去年月日 | 令和七年十月三十日 |
| 記事 | 一時変更 |

| | |
|---|---|
| 名称 | 仮屋磁気測定所前Ｉ浮標 |
| 位置 | |
| 所在地 | 仮屋港森東防波堤北灯台（兵庫県淡路市）の北北東方約六五〇メートル |
| 北緯 | 三四―三一―四七 |
| 東経 | 一三四―五九―五五 |
| 撤去年月日 | 令和七年十月三十日 |
| 記事 | 一時変更 |

| | |
|---|---|
| 名称 | 吉田港沖海況観測灯浮標 |
| 位置 | |
| 所在地 | 吉田港豊岡東防波堤灯台（愛知県西尾市）の南方約四・二キロメートル |
| 北緯 | 三四―四四―四二 |
| 東経 | 一三七―〇四―一九 |
| 撤去年月日 | 令和七年十一月十七日 |
| 記事 | 一時変更 |

| | |
|---|---|
| 名称 | 宮崎港東沖浮魚礁施設灯 |
| 位置 | |
| 所在地 | 戸崎鼻灯台（宮崎県宮崎市）の東方約三三キロメートル |
| 北緯 | 三一―四五―三七 |
| 東経 | 一三一―五〇―〇九 |
| 撤去年月日 | 令和七年十一月二十日 |
| 記事 | 一時変更 |

**○関東地方整備局告示第百五十九号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月六日

関東地方整備局長　橋本　雅道

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 十七号 | 鴻巣市箕田字平右エ門三六七五番一から同市箕田字平右エ門三六一八番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。） | 関東地方整備局及び同局大宮国道事務所 |

供用開始の期日　令和八年四月六日

**○関東地方整備局告示第百六十号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年四月六日

関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十五年関東地方整備局告示第三百四十五号小平都市計画道路事業三・二・八号府中所沢線及び国分寺都市計画道路事業三・二・八号府中所沢線

三　事業施行期間　自平成二十五年七月三十日至令和二十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

**○中国地方整備局告示第六十三号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月六日

中国地方整備局長　杉中　洋一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二号

(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員延長（キロメートル） | 備考 |
|---|---|---|---|
| 倉敷市玉島阿賀崎字亀崎二四七七番一から福山市大門町大字野々浜字境八六六番二まで | 前 A | 九・五〇～七二・五〇（メートル） | 一九・九四四 |
| | 前 B | 八・六八～二〇〇・六三 | 二〇・九九三 |
| | 前 C | 三二・三四～一二六・四七 | 〇・五九〇 |
| | 後 A | 九・五〇～七二・五〇 | 一九・九四四 |
| | 後 B | 八・六八～二〇〇・六三 | 二〇・九九三 |
| | 後 C | 三二・三四～一二六・四七 | 〇・五九〇 |

上記A、B、及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

# 国会事項

## 参議院

**議案提出**

四月二日議員から次の議案が提出された。

防諜に関する施策の推進に関する法律案（神谷宗幣外四名発議）（参第五号）

特定秘密の保護に関する法律及び重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律の一部を改正する法律案（神谷宗幣外四名発議）（参第六号）

刑法の一部を改正する法律案（神谷宗幣外三名発議）（参第七号）

# 人事異動

## 内閣府

侍従

願に依り本官を免ずる（三月三十日）　松永　賢誕

女官

願に依り本官を免ずる（三月三十日）　木本　彰子

皇嗣職宮務官

願に依り本官を免ずる（三月三十日）　佐藤　雅子

同

願に依り本官を免ずる（三月三十日）　工藤　茂宣

皇嗣職侍医

願に依り本官を免ずる（三月三十日）　清原　裕貴

宮務官

願に依り本官を免ずる（三月三十一日）　大久保幸治

侍従に任命する　枝　慶

女官に任命する　鍛治宗能恵

皇嗣職宮務官に任命する（各通）　遠藤　拓哉

皇嗣職侍医に任命する　茂松　梨咲

宮務官に任命する（以上四月一日）　山田　吉教

## 宮内庁

（式部副長）式部官

国土交通省（大臣官房付）へ出向させる　櫛田　泰宏

同　犬飼　明美

式部副長に昇任させる

儀式総括を命ずる

（長官官房参事官）内閣府事務官　金子雄樹彦

長官官房秘書課調査企画室長事務取扱を免ずる

（長官官房総務課長補佐）同　花田　正継

長官官房用度課長に昇任させる

（式部官補佐）同　湯原　真弓

式部官に昇任させる

外事担当を命ずる

（長官官房用度課長）同　小林　勝也

書陵部陵墓課長に配置換する

（管理部管理課長）同　伊藤　良治

管理部宮殿管理官に併任する

（管理部管理課長補佐）同　青木　淳一

長官官房秘書課調査企画室長に昇任させる

（長官官房主計課長補佐）同　森　淳二

御料牧場次長に昇任させる

（書陵部陵墓課長）同　野村　元一

長官官房総務課幸啓専門官に降任させる

長官官房総務課幸啓係長事務取扱を命ずる

（管理部宮殿管理官）同　小野美佐子

書陵部陵墓課付に降任させる

（御料牧場次長）同　増渕　繁

御料牧場庶務課長補佐に降任させる（以上四月一日）

## 復興庁

（岩手復興局長）復興事務官　保科　太志

農林水産省に出向させる

（総務省大臣官房付）総務事務官　館　圭輔

復興事務官（統括官付参事官）の併任を解除する

（農林水産省大臣官房付）農林水産技官　小野寺晃宏

復興事務官（福島復興局次長）の併任を解除する（以上三月三十一日）

（文部科学省大臣官房付）文部科学事務官　斉藤　卓也

復興事務官（統括官付審議官）に昇任させる

（統括官付審議官）復興事務官　牛尾　則文

文部科学省に出向させる

（宮城復興局長）同　佐藤　敬

国土交通省に出向させる

（農林水産省農林水産技術会議事務局研究総務官）農林水産技官　佐藤　夏人

復興事務官（福島復興局副局長）に転任させる

福島復興局福島復興浜通りセンター長を命ずる

（内閣府大臣官房）内閣府事務官　山谷　英之
復興事務官（統括官付参事官）に転任させる
（統括官付参事官）復興事務官　山崎　速人
内閣府に出向させる
（総務省大臣官房付）総務事務官　村上　仰志
復興事務官（統括官付参事官）に併任する
（農林水産省大臣官房付）農林水産事務官　渡辺　裕子
復興事務官（統括官付参事官）の併任を解除する
（宮城復興局次長）復興事務官　石田　勲
農林水産省に出向させる
（農林水産省大臣官房付）農林水産技官　松岡　伸一
復興事務官（福島復興局次長）に併任する
福島復興局福島復興浜通りセンター次長を命ずる
（以上四月一日）

## 法務省

（東京高等検察庁検事）検事　市木　政昭
辞職を承認する（三月三十日）
（東京地方検察庁検事兼法務省人権擁護局付）検事兼法務事務官　岡本　涼
（最高検察庁検事）検事　岡本　哲人
（同）同　千川　亜紀
（東京高等検察庁検事）同　加藤　裕
（同）同　佐野　嘉信
（同）同　唐澤　英城
（東京地方検察庁検事）同　三田村朝子
（同）同　玉瀬　麻里
（同）同　小林　隆一
（同）同　寺下　征司
（同）同　髙島　夏子
（東京地方検察庁立川支部検事）同　小林　雄
（同）同　松田　譲司
（横浜地方検察庁検事）同　藤原裕里子
（千葉地方検察庁検事）同　根本　敬英
（水戸地方検察庁土浦支部検事）同　大町　裕哉
（大阪高等検察庁検事）同　池邊　光彦
（大阪高等検察庁検事兼大阪地方検察庁検事）同　山口　智子
（大阪地方検察庁検事）同　田中健太郎
（同）同　堀田　理仁
（同）同　土田　恭平
（同）同　大川　良
（名古屋高等検察庁金沢支部長）同　大久保健司
（名古屋高等検察庁検事兼名古屋地方検察庁検事）同　後藤　知宏
（岐阜地方検察庁検事）同　西川　寛乃
（広島高等検察庁岡山支部長）同　吉川　浩平
（松山地方検察庁検事）同　大牧　元
辞職を承認する（各通）（三月三十一日）

## 最高裁判所

広島地方裁判所判事兼広島家庭裁判所判事・広島簡易裁判所判事　前田　早織
大阪地方裁判所判事に補する
大阪簡易裁判所判事に補する
釧路家庭裁判所判事兼釧路地方裁判所判事・帯広簡易裁判所判事　内藤　秀介
東京地方裁判所判事に補する
東京簡易裁判所判事に補する
東京地方裁判所判事補兼東京家庭裁判所判事補・東京簡易裁判所判事　三井みのり
名古屋地方裁判所判事補に補する
名古屋簡易裁判所判事に補する
宇都宮地方裁判所判事補兼宇都宮家庭裁判所判事補　加藤　潤也
東京地方裁判所判事補に補する
宇都宮地方裁判所判事補兼宇都宮家庭裁判所判事・宇都宮簡易裁判所判事　小島　惇史
東京地方裁判所判事補に補する
兼ねて東京家庭裁判所判事補に補する
東京簡易裁判所判事に補する
前橋地方裁判所判事補兼前橋家庭裁判所判事補・前橋簡易裁判所判事　南　里紗子
千葉地方裁判所判事補に補する
兼ねて千葉家庭裁判所判事補に補する
千葉簡易裁判所判事に補する
静岡地方裁判所判事補兼静岡家庭裁判所判事補　河口　嵩朋
静岡家庭裁判所判事補兼静岡地方裁判所判事補　志村　敬一
東京地方裁判所判事補に補する（各通）
大阪地方裁判所判事補兼大阪家庭裁判所判事補・大阪簡易裁判所判事　黒川　真吾
千葉地方裁判所判事補に補する
千葉地方裁判所松戸支部勤務を命ずる
兼ねて千葉家庭裁判所判事補に補する
千葉家庭裁判所松戸支部勤務を命ずる
松戸簡易裁判所判事に補する
神戸地方裁判所判事補兼神戸家庭裁判所判事補　白浜　菜央
東京地方裁判所判事補に補する
福井地方裁判所判事補兼福井家庭裁判所判事補　田中　宏明
大阪地方裁判所判事補に補する
金沢地方裁判所判事補兼金沢家庭裁判所判事補　野原　顕
東京地方裁判所判事補に補する
富山地方裁判所判事補兼富山家庭裁判所判事補　相島　圭介
名古屋地方裁判所判事補に補する
広島地方裁判所判事補兼広島家庭裁判所判事補・広島簡易裁判所判事　金井　千夏
横浜地方裁判所判事補に補する
横浜地方裁判所川崎支部勤務を命ずる
兼ねて横浜家庭裁判所判事補に補する
横浜家庭裁判所川崎支部勤務を命ずる
川崎簡易裁判所判事に補する
長崎地方裁判所判事補兼長崎家庭裁判所判事補・長崎簡易裁判所判事　上原美也子
東京地方裁判所判事補に補する
東京簡易裁判所判事に補する
大分地方裁判所判事補兼大分家庭裁判所判事補　小野あゆみ
熊本地方裁判所判事補兼熊本家庭裁判所判事補　若松　亮太
東京地方裁判所判事補に補する（各通）
福島地方裁判所判事補兼福島家庭裁判所判事補・福島簡易裁判所判事　小沼　友美
さいたま地方裁判所判事補に補する
兼ねてさいたま家庭裁判所判事補に補する
さいたま簡易裁判所判事に補する
札幌地方裁判所判事補兼札幌家庭裁判所判事補　小松　美緒
東京地方裁判所判事補に補する
札幌地方裁判所判事補兼札幌家庭裁判所判事補・札幌簡易裁判所判事　畑中　胡春
さいたま地方裁判所判事補に補する
さいたま地方裁判所川越支部勤務を命ずる
兼ねてさいたま家庭裁判所判事補に補する
さいたま家庭裁判所川越支部勤務を命ずる
川越簡易裁判所判事に補する
松山家庭裁判所判事補兼松山地方裁判所判事補・西条簡易裁判所判事　渡邊　智弘
横浜家庭裁判所判事補に補する
横浜簡易裁判所判事に補する（以上三月二十五日）

○定年退官
高等裁判所長官渡部勇次は三月二十四日限り定年退官
簡易裁判所判事高山尚之は三月二十四日限り定年退官

○叙位
正四位に叙する
（愛媛大学名誉教授）弓削　俊洋
従四位に叙する
（国立大学法人職員）村井　祐一
従五位に叙する（各通）
嵐　元宏
篠崎　眞彦
河添　稔
（北海道議会議員）倉持　建雄
寺師　秋義
角田　一
萩　典宏
正六位に叙する（各通）
大東　弘
小川　均
栗山　茂
坂本　定典
白井　昭治
武下　快夫
中山　義勇
西岡　敏
山本　正雄
従六位に叙する（各通）
佐藤　義光
高橋　英和
西尾　弘
林　雅貴
田邉　光博
正七位に叙する（各通）（以上二月二十六日）

# 叙位・叙勲

正四位に叙する
田端　豊

従五位に叙する（各通）
安達　命邦　猪谷　一郎
佐藤　喜輔　塚越　忠夫
堀内　早苗

正六位に叙する（各通）
岩村　政浩　岡田　定男
庄司　謙一　杉山　昌弘
土屋　忠史　土居　博三
松川　文夫　森　裕一

従六位に叙する（各通）
正七位に叙する
岡　隆雄　佐藤　惠一

従七位に叙する（各通）（以上二月二十七日）
（金沢大学名誉教授）
正四位に叙する
高守　正治

従四位に叙する
諸橋　茂

従五位に叙する
及川　浩志　筧　仁雄
土屋　和徳　中野　達男

正六位に叙する（各通）
阿保資江美　北澤　正啓
佐々木光一　佐藤　栄時
関　貞徳

従六位に叙する（各通）
青木　堅　小形　敏雄

正七位に叙する（各通）（以上二月二十八日）
和田　仁

従五位に叙する（各通）
石井　直彦　石原恭一郎
佐藤　保　西村　友孝
（いわき市公立学校長）

正六位に叙する（各通）
石川　孝一　久保　秀司
寶田　守夫　都倉　淑子
（札幌市公立学校長）
福田　文男　福本　汎

従七位
従六位に叙する（各通）
野中　光男
武藤　義一
河合　健
平野　都
後藤　正典
高柴　慶博
野々市　孝
松井　信親
和多田義克
（金沢大学名誉教授）
高守　正治
諸橋　茂
富田　信義
内匠　秋夫　冨士田　肇
佐藤　貞夫
角田　一
桑原　伸夫
益子　房雄

正七位に叙する
木藤　博行　筒井　義隆　本間　光男

従七位に叙する（各通）（以上三月一日）
大塚　耕平

従三位に叙する
西田　修三　三浦　祐一

正七位に叙する（各通）（以上三月二日）
田辺征三郎

正六位に叙する
高橋　真三

（山形市消防司令長）
高橋　俊弘

正七位に叙する（各通）（以上三月三日）
大野　哲明

正五位に叙する
桑原　伸夫

従七位に叙する（以上三月四日）
○叙勲
（北海道議会議員）
旭日双光章を授ける
（あま市議会議員）
佐藤　貞夫

旭日単光章を授ける（二月二十七日）
松崎　久司

旭日単光章を授ける（二月二十八日）
相澤　博文

旭日単光章を授ける（三月一日）
大塚　耕平

旭日大綬章を授ける（三月二日）
（愛媛大学名誉教授）
弓削　俊洋

瑞宝中綬章を授ける
（国立大学法人職員）
嵐　元宏
村井　祐一

瑞宝小綬章を授ける（各通）
小川　均　坂本　定典
田邉　光博　西尾　弘

瑞宝双光章を授ける（各通）
萩　典宏　高橋　英和
西岡　敏

瑞宝単光章を授ける（以上二月二十六日）
大谷　孝昌
後藤　正典　高柴　慶博　平野　都
堀内　早苗　和多田義克
瑞宝双光章を授ける（各通）
佐藤　惠一　松井　信親　松川　文夫

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二月二十七日）
（金沢大学名誉教授）
高守　正治

瑞宝中綬章を授ける
阿保資江美　及川　浩志　関　貞徳
土屋　和徳　富田　信義　山田　健二

瑞宝双光章を授ける（各通）
古川　周三　佐々木光一　佐藤　栄時
鈴木　学　都井　英光　山下　利秀

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二月二十八日）
石川　孝一　石原恭一郎　佐藤　保
寶田　守夫　都倉　淑子
（札幌市公立学校長）
西村　友孝　西　尚美
（いわき市公立学校長）
瑞宝双光章を授ける（各通）
久保　秀司　平　喜朗　福田　文男
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月一日）
西田　修三　三浦　祐一
瑞宝単光章を授ける（各通）（三月二日）
本間　光男
瑞宝双光章を授ける
（山形市消防司令長）
高橋　真三　三森　浩晶
瑞宝単光章を授ける（以上三月三日）
高橋　俊弘
瑞宝単光章を授ける（三月四日）
桑原　伸夫
瑞宝単光章を授ける（三月五日）
鬼頭　重義

# 官庁報告

## 官庁事項

### 中国地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年四月六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月六日

中国地方整備局長　杉中　洋一

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二号
(三) 占用を制限する区域　区域備考
福山市大門町一丁目一〇〇八番一から同市大門町一丁目二二八番まで
(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和八年四月六日
(七) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局福山河川国道事務所

### 九州地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年四月六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月六日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

(一) 道路の種類　一般国道
(二)(一) 路線名　五十七号及び二百五十一号
(二)(二) 占用を制限する区域　区域　備考
諫早市森山町杉谷字郡勢開二二五番一から同市森山町田尻字八郎一〇八番まで
諫早市森山町田尻字倉津七一五番一から同市森山町田尻字東中仕切一〇二八番二一まで
諫早市森山町本村字元土井八七〇番一から同市森山町本村字西中仕切六八七番一二まで
(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和八年四月七日
(七) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所

## 労　働

### 最低工賃の改正決定に関する公示

熊本労働局最低工賃公示第１号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、熊本県和服裁縫業最低工賃（平成13年熊本労働局最低工賃公示第１号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第１項の規定により公示する。

令和８年４月６日　　熊本労働局長　金谷　雅也

熊本県和服裁縫業最低工賃

１　適用する家内労働者　熊本県の区域内で和服裁縫業に係る手縫いの業務に従事する家内労働者

２　適用する委託者　前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

３　第１号の家内労働者に係る最低工賃額　次の表の左欄に掲げる品目及び中欄に掲げる仕立て方に応じ、１枚（帯にあっては１本）につき、右欄に掲げる金額

| 品目 | 仕立て方 | 金額 |
|---|---|---|
| 振袖 | あわせ | 25,800円 |
| 留袖 | 比翼あわせ | 28,600円 |
| 訪問着 | あわせ | 19,500円 |
| 付け下げ | | 17,400円 |
| 喪服 | | 15,800円 |
| | ひとえ | 13,100円 |
| 長着 | あわせ | 14,500円 |
| | ひとえ | 8,200円 |
| 羽織 | あわせ | 12,900円 |
| 道中着 | | 11,400円 |
| 道行コート | | 15,700円 |
| 雨コート | ひとえ | 11,300円 |
| 長じゅばん | 無双ひとえ | 9,300円 |
| 名古屋帯 | ８寸まつり | 3,700円 |
| | ９寸芯入れ | 5,100円 |
| 袋帯 | 芯入れ | 4,600円 |
| 浴衣 | ひとえ | 7,200円 |

４　効力発生の日　令和８年５月６日

### 船員の特定最低賃金の改正に係る地方交通審議会の意見に関する公示

九州運輸局最低賃金公示第１号

九州地方交通審議会から九州内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成９年九州運輸局最低賃金公示第５号）、九州海上旅客運送業最低賃金（平成９年九州運輸局最低賃金公示第６号）及び九州漁業（大中型まき網）最低賃金（平成９年九州運輸局最低賃金公示第８号）の改正について答申があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第４項の規定により準用する同法第11条第１項及び船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第７条第１項の規定により、その要旨を公示する。

答申による意見に係る船員又はこれを使用する船舶所有者（船員法（昭和22年法律第100号）第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）であって、この意見に異議のある者は、異議の内容及び理由を記載した書面（様式任意）に異議申出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して本日から15日以内に九州運輸局海事振興部船員労政課「郵便番号812―0013福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目11番１号」あて提出されたい。

令和８年４月６日

九州運輸局長　日向　弘基

九州地方交通審議会の意見（要旨）

１．九州内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額として、それぞれ、職員（船長を含む。）「268,700円」を「279,700円」に、ただし書の課程修了後の勤務期間が一定の期間に満たない職員「252,250円」を「263,250円」に、はしけ長「268,700円」を「279,700円」に、部員「210,100円」を「221,100円」に、ただし書の海上経歴３年未満の部員「200,800円」を「211,800円」に改正することが適当である。

２．九州海上旅客運送業最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額として、それぞれ、職員（船長を含む。）「263,400円」を「273,400円」に、部員「197,000円」を「208,000円」に改正することが適当である。

３．九州漁業（大中型まき網）最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額として、「213,300円」を「224,000円」に改正することが適当である。

## 国家試験

### 令和八年度林業普及指導員資格試験の実施について

森林法施行規則（昭和二十六年農林省令第五十四号）第九十三条の規定に基づき、令和八年度に実施する林業普及指導員資格試験について次のように公告する。

令和八年四月六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

１　試験の方法

(一) 試験の区分　試験は、次に掲げる区分ごとに行う。

ア　林業一般

イ　地域森林総合監理

(二) 試験は、筆記試験及び口述試験とする。

試験は、専門的知識、常識その他林業普及指導員として必要な能力について行う。

(三) 筆記試験に合格した者でなければ、口述試験を受けることができない。

二　筆記試験の実施期日及び場所
(一)　実施期日　令和八年八月四日（火）及び五日（水）
(二)　場所　北海道、岩手県、福島県、群馬県、東京都、愛知県、大阪府、岡山県、福岡県及び熊本県
注：実施期日及び場所は、受験者の数その他の事情により変更することがある。
三　口述試験の実施期日及び場所
(一)　実施期日　令和八年十月二十六日（月）から十一月二十七日（金）までの間で林野庁長官の指定する日
(二)　場所　北海道、岩手県、東京都、愛知県、岡山県、福岡県及び熊本県
注：実施期日及び場所は、受験者の数その他の事情により変更することがある。
四　受験資格　森林法施行規則第九十一条及び第九十二条に定める受験資格を有する者であること。
五　受験手続
(一)　受験願書等の入手方法　受験願書並びに森林法施行規則第九十四条第一項第一号に掲げる履歴書及び同項第三号に掲げる証明書の用紙は、林野庁森林整備部研究指導課において交付するほか、林野庁ホームページに掲載する受験案内のページ（https://www.rinya.maff.go.jp/j/ken_sidou/fukyuu/annai.html）からダウンロードするものとする。
(二)　受験願書及び添付書類の提出　試験を受けようとする者は、受験願書に次に掲げる書類（以下「添付書類」という。）を添えて、五㈣アの受付用メールアドレス（rinya_jinzai@maff.go.jp）宛てに提出するものとする。受験願書又は添付書類に不備がある場合において、受験資格を満たしているものが確認できない等試験実施事務に支障があるときは、当該不備の補正を求める。この場合において、指定した期限までに補正が行われないときは、受験願書を受理しない。
ア　森林法施行規則第九十四条第一項各号に掲げる書類
イ　森林法施行規則第九十一条第一項第一号イからハまでのいずれかに掲げる職務に従事した期間を通算した期間が二年以上に達し、かつ、大学院を修了していない林業改良指導員資格試験合格者が森林法施行規則の一部を改正する省令（平成十七年農林水産省令第五号）附則第二条の経過措置の適用を受ける場合にあっては、林業改良指導員資格試験の合格証書の写し又は合格証明書
ウ　ア及びイに掲げる書類の証明事項として受験者の現在の氏名と異なる氏名が記載されている場合にあっては、戸籍抄本その他の改姓又は改名があったことを証明する書類
(三)　併願による受験　一㈠イの区分の受験者は受験願書の提出に際して、併せて一㈠アの区分の受験者としての取扱いを希望することができる。
(四)　受験願書及び添付書類の提出方法等
ア　提出方法　メール送信による。宛先は受付用メールアドレス（rinya_jinzai@maff.go.jp）とし、件名は「令和八年度林業普及指導員資格試験受験願書」とする。添付ファイルはパスワードを付し、別メールでパスワードを送信するものとする。
イ　受付期間　令和八年四月六日（月）から令和八年五月八日（金）までとする。
ウ　その他　特段の事情によりメールが使用できない場合は、林野庁森林整備部研究指導課普及教育班（〇三（三五〇一）五七二一）に問合せるものとする。
(五)　受験票の交付　受験願書を受理したときは、受験票を交付し、筆記試験の場所を通知する。
(六)　口述試験の通知　口述試験の実施期日等は、令和八年十月上旬に筆記試験に合格した者に通知する。
注：通知時期は事情により変わることがある。
六　合格者の発表　口述試験施行後一箇月以内に公表するとともに、合格者に合格証書を交付する。
七　地域森林総合監理区分に合格した者の登録
林野庁長官は一㈠イの区分に合格した者を森林総合監理士として登録する。
八　個人情報の取扱い　受験願書及び添付書類に記入された個人情報は、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）に基づき、適正に管理し、試験実施事務及び七の登録のために使用する。
九　その他
(一)　受験に際し、身体の障がいその他の理由により特別の措置を希望する者は、受験願書の提出時にその旨を申し出ること。
(二)　受験資格、受験手続等の詳細については、林野庁ホームページに掲載する受験案内のページ（https://www.rinya.maff.go.jp/j/ken_sidou/fukyuu/annai.html）を確認し、不明な点がある場合は、五㈣アの受付用メールアドレス（rinya_jinzai@maff.go.jp）に問合せメールを送信すること。

**中小企業診断士試験に関する公告**

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成12年通商産業省令第192号）第39条第２項の規定に基づき、令和８年度における中小企業診断士試験を実施する期日、場所その他試験の実施に必要な事項を次のとおり公告する。

令和８年４月６日

経済産業大臣　赤澤　亮正

Ⅰ．第１次試験
１　受験資格　年齢、性別、学歴等に関係なく、だれでも受験することができる。
２　試験期日　令和８年８月１日（土曜日）及び令和８年８月２日（日曜日）
３　試験科目及び試験の方法　第１次試験は、次に掲げる科目について、多肢選択式による筆記の方法により行う。
なお、他の国家試験の合格者等又は令和６年度若しくは令和７年度の第１次試験の一部の科目に合格した者に対して、その者の申請により当該試験科目を免除することができるものとする。
(1)　経済学・経済政策
(2)　財務・会計
(3)　企業経営理論
(4)　運営管理（オペレーション・マネジメント）
(5)　経営法務
(6)　経営情報システム
(7)　中小企業経営・中小企業政策
４　試験地　札幌、仙台、東京、名古屋、金沢、大阪、広島、松山、福岡、那覇の各地区
５　試験の実施に関する事務を行う機関　一般社団法人日本中小企業診断士協会連合会
６　受験手数料　17,200円
７　受験申込受付期間及び受験申込方法
(1)　受験申込受付期間　令和８年４月23日（木曜日）から令和８年５月27日（水曜日）まで
(2)　受験申込方法　Ⅰの７(1)に掲げる受験申込受付期間内に、一般社団法人日本中小企業診断士協会連合会が提供するオンライン申込システムにおいて受験申込手続きを行うとともに、受験手数料及びオンライン決済事務手数料を一般社団法人日本中小企業診断士協会連合会が指定する決済方法により支払うこと。
８　合格発表
(1)　第１次試験合格者　令和８年９月１日（火曜日）に、一般社団法人日本中小企業診断士協会連合会のホームページにおいて合格者の受験番号を掲載する。
また、第１次試験合格者には、一般社団法人日本中小企業診断士協会連合会から中小企業診断士第１次試験合格証書をオンラインにより交付する。
(2)　科目合格者　令和８年９月１日（火曜日）に、一般社団法人日本中小企業診断士協会連合会のホームページにおいて科目合格者の受験番号を掲載する。
また、科目合格者には、一般社団法人日本中小企業診断士協会連合会から科目合格通知書をオンラインにより交付する。
９　その他　試験の詳細については、一般社団法人日本中小企業診断士協会連合会がホームページで公表する中小企業診断士第１次試験案内を参照すること。

Ⅱ．
１　受験資格　令和７年度若しくは令和８年度の第１次試験に合格した者又は中小企業支援事業の実施に関する基準を定める省令及び中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則の一部を改正する省令（平成17年経済産業省令第79号）附則第５条第１項第２号の規定により第１次試験の合格を経ずに受験することができる者。
２　試験期日　令和８年10月25日（日曜日）
３　試験科目及び試験の方法　第２次試験は、中小企業の診断及び助言に関する実務の事例について、短答式又は論文式による筆記試験を行う。
４　試験地　札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、福岡の各地区
５　試験の実施に関する事務を行う機関　一般社団法人日本中小企業診断士協会連合会
６　受験手数料　15,100円

7　受験申込受付期間及び受験申込方法

⑴　受験申込受付期間　令和８年９月１日（火曜日）から令和８年９月18日（金曜日）まで

⑵　受験申込方法　Ⅱの７⑴に掲げる受験申込受付期間内に、一般社団法人日本中小企業診断士協会連合会が提供するオンライン申込システムにおいて受験申込手続きを行うとともに、受験手数料及びオンライン決済事務手数料を一般社団法人日本中小企業診断士協会連合会が指定する決済方法により支払うこと。

8　合格発表　令和９年１月13日（水曜日）に、一般社団法人日本中小企業診断士協会連合会のホームページにおいて合格者の受験番号を掲載する。

また、第２次試験合格者には、一般社団法人日本中小企業診断士協会連合会から中小企業診断士第２次試験合格証書をオンラインにより交付する。

9　その他　試験の詳細については、一般社団法人日本中小企業診断士協会連合会がホームページで公表する中小企業診断士第２次試験案内を参照すること。

# 公　告

**諸　事　項**

**相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告**

失踪に関する届出の催告

除権決定

破産手続開始

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

**破産債権の届出期間及び一般調査期日**

**書面による計算報告**

**特別清算終結**

**令和７年（ヒ）第１０２号**
北海道士別市武徳町44線東７号
清算株式会社　株式会社道北企画
代表清算人　中島　英利
１　決定年月日　令和８年３月24日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
旭川地方裁判所民事部

**令和７年（ヒ）第１３号**
栃木県足利市堀込町3043番地の３
清算株式会社　株式会社なかむら
１　決定年月日　令和８年３月23日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
宇都宮地方裁判所第１民事部

**令和７年（ヒ）第２０７９号**
東京都港区新橋３丁目11番８号　オーイズミ新橋第２ビル４Ｆ
清算株式会社　ＴＳ株式会社
１　決定年月日　令和８年３月24日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和７年（ヒ）第２０８１号**
東京都中央区入船１丁目６番３号朝日八丁堀マンション606
清算株式会社　株式会社ＶＯＣＥ
１　決定年月日　令和８年３月24日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和７年（ヒ）第２０８６号**
東京都渋谷区神宮前５丁目21番３号
清算株式会社　株式会社Ｌｙｃｋａ
１　決定年月日　令和８年３月24日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和７年（ヒ）第３０号**
東京都青梅市長淵５丁目251番地
清算株式会社　株式会社バイカダイイングワークス
１　決定年月日　令和８年３月25日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**事業譲渡に関する株主総会の決議による承認に代わる許可**

**令和７年（再）第３４号**
東京都港区芝２丁目１番30号
再生債務者　中央建設株式会社
決定の要旨　令和８年３月６日付け事業譲渡許可申請書にかかる事業譲渡について会社法467条１項に規定する株主総会の決議による承認に代わる許可をする。
令和８年３月25日
東京地方裁判所民事第20部

**再生計画認可**

**小規模個人再生による再生手続開始**

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

## 所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

## 会社その他の公告

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月三十日

掲載頁　一四五頁（号外第一四八号）

令和八年四月六日

東京都港区南麻布一丁目一八番四号

（甲）株式会社佐藤渡辺

代表取締役　鎌田　修治

札幌市中央区南一条東一丁目二番地の一

（乙）あすなろ道路株式会社

代表取締役　岡村　秀豊

**新設分割公告**

当社は、新設分割により新設する株式会社ＩＤＡ（本店・岐阜県本巣市仏生寺三六四番地一）に対して当社の自動車販売及び修理事業の一部に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

計算書類の公告義務はありません。

令和八年四月六日

岐阜県本巣市仏生寺三六四番地一

有限会社北方モータース

代表取締役　岡本　典久

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月六日

千葉県柏市ひばりが丘八―一五―三Ｆ

スターブリッジ合同会社

代表社員　沈　鷹

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月六日

東京都渋谷区恵比寿一丁目一九番一九号

恵比寿ビジネスタワー一〇Ｆ

合同会社アクトウェル

代表社員　足立　信也

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月六日

東京都中央区勝どき四丁目六番一―二〇二八号

スプリングレタス合同会社

代表社員　本田　春菜

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月六日

東京都中央区銀座六丁目一三番一六号銀座Ｗａｌｌビルｕｃｆ五階

ＡＩＣパートナーズ合同会社

代表社員　松下愛一郎

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は辰興株式会社とします。

効力発生日は令和八年五月八日であり、当社の総社員の同意の取得は令和八年三月二十八日に終了しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月六日

東京都品川区南品川三―六―四トーシン南品川ビル三〇三

辰興合同会社

代表社員　魏　秀清

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月六日

東京都港区虎ノ門三丁目一九番一〇―一五〇一号

合同会社メカリンク

代表社員　李　斌

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は大樹株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月六日

横浜市保土ケ谷区境木本町三八番八号

大樹合同会社

代表社員　並木　秀一

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は、ＭＯＲＩＫＯＢＯ株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月六日

名古屋市中川区中島新町二丁目一五二四番地

ＭＯＲＩＫＯＢＯ合同会社

代表社員　森　**隆**生

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月六日

大阪府大阪市北区大淀中二丁目六番二〇号

合同会社ニンジャデザイン

代表社員　下田　純之

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を十六万五千円減少し三十三万五千円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月六日

東京都新宿区中落合一丁目一二番六号

久木田商会合同会社

代表社員　久木田敏明

**準備金の額の減少公告**

当社は、令和八年四月一日を効力発生日とし、株式会社ナカムラを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本件株式交換」という。）により資本準備金の額が増加しましたので、資本準備金の額について、本件株式交換による資本準備金の増加額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年四月六日

東京都大田区東雪谷四丁目二〇番一〇号

株式会社ナカムラホールディングス

代表取締役　中村　明

**資本金及び準備金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を八億四千四百六十四万一千六百二円、資本準備金の額を八億四千四百六十四万一千五百九十八円減少し、それぞれ一億円、〇円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年五月八日です。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（旧商号株式会社モブキャストホールディングスで提出しております。）

令和八年四月六日

東京都渋谷区東一丁目二六番三〇号宝ビル八階

株式会社ＷＩＺＥ

（旧商号株式会社モブキャストホールディングス）

代表取締役　藪　考樹

**資本金及び準備金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を五千五百九十万円、資本準備金の額を百十一万円減少し、それぞれ一千万円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年三月三十一日

掲載頁　六十六頁（号外第七十六号）

令和八年四月六日

兵庫県姫路市飾磨区中島相生梅二一七四番地

近畿丸製ナット株式会社

代表取締役　濵中健太郎

**定款変更につき通知公告**

当社は、令和八年五月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年四月六日

香川県坂出市林田町四二八五―二九七

株式会社アストモスガスセンター四国

代表取締役　立石　浩之

**定款変更につき通知公告**

当社は、令和八年四月二十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年四月六日

愛媛県松山市中央一丁目一七番三五号

株式会社ケアジャパン

代表取締役　木下　眞介

**金融商品取引業に係る事業の一部の譲渡の公告**

当社は、適用法令上必要な許認可等の取得等所要の準備が整うことを条件として、令和八年五月七日を効力発生日として、当社の第一種金融商品取引業に係る事業のうち当社の株式事業を、ジェフリーズ日本株式会社（住所　東京都千代田区有楽町一丁目一番二号東京ミッドタウン日比谷日比谷三井タワー三〇階）に対して譲渡することにより、当社の第一種金融商品取引業に係る事業の一部を譲渡することにいたしました。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

令和八年四月六日

東京都千代田区有楽町一丁目一番二号東京ミッドタウン日比谷日比谷三井タワー三〇階

ジェフリーズ・ジャパン・リミテッド

（証券会社）

日本における代表者　高島　耕平

**優先資本金の額の減少公告**

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金百八億四千二百万円（ただし、Ｂ号優先出資について金百八億四千二百万円）減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の確定した最終事業年度はありません。

令和八年四月六日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　ジャパン・コスモス特定目的会社

取締役　松澤　和浩

**債権申出の公告（第一回）**

当社は、令和八年四月一日厚生労働大臣の承認により企業年金制度を終了したので、当社の確定給付企業年金に係る債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月六日

茨城県日立市平和町二丁目一番一号

日立セメント株式会社

確定給付企業年金清算人　渡辺　律治

**債権申出の公告（第二回）**

当社は、令和七年十月一日厚生労働大臣の承認により企業年金制度を終了したので、当社の確定給付企業年金に係る債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年四月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月六日

大阪府大東市南新田二丁目三番一号

石橋鉄工株式会社確定給付企業年金

清算人　木村　雅世

**債権申出の催告（第二回）**

当社規約型企業年金は、令和八年四月一日に確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当社規約型企業年金に債権を有するものは本公告第一回掲載（令和八年四月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月六日

徳島県徳島市川内町平石若松一〇八番地四

株式会社ジャストシステム

規約型確定給付企業年金清算人　重田　裕史

**債権申出の公告（第三回）**

当社の規約型確定給付企業年金は、令和八年四月一日厚生労働大臣の承認に基づき終了しましたので、当該規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは確定給付企業年金制度の清算から除斥します。

令和八年四月六日

大阪市西区新町一丁目七番一号

株式会社ＰＩＬＬＡＲ確定給付企業年金

清算人　奥村　暢章